

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」で寄せられた意見

○ 意見募集期間:令和7年5月 17 日～令和7年6月 16 日

○ 意見提出数:9件

※意見提出数は、意見提出者数としています。
※いただいた御意見につきましては、原文のまま記載しております。

受付順	意見提出者
1	株式会社メルカリ
2	楽天モバイル株式会社
3	ソフトバンク株式会社
4	KDDI 株式会社
	個人（5 件）

意見提出者	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
KDDI 株式会社	マイナンバーカードが保有している基本４情報等をスマートフォンに搭載できるようになったことを踏まえ、それらの情報を用いた本人確認を可能とする措置に賛同いたします。 一方で、運転免許証や在留カードにおいて、お客さまが転居後に住所情報等の変更手続を行ったとしても、取扱い窓口の事情により裏面に記載されるのみで、ICチップ内の情報が更新されず「券面の情報とICチップ内の情報が相違してしまうケース」があると認識しております。 ICチップ内の情報を確認する本人確認手法として、現行法令に準拠して厳格に手続を進めてしまうと、行政側事情によるものであっても「ICチップ内の住所情報が異なる場合」は「住所情報を確認できる別の書類が必要」となり、「氏名が相違する場合」は「本人確認書類として利用できない」ものと理解しております。 今後ICチップ内の情報を読み取る形での本人確認手法が増えていくことを踏まえると「行政側事情によりICチップ内の情報が更新されない」状況が継続する場合、携帯電話の契約時において、お客様に支障が生じることになると考えます。つきましては、本法令の施行に伴い「情報変更手続を行ったお客様のICチップ内の情報が確実に変更される」よう行政側の取組みの徹底を要望いたします。	賛同のご意見として承りました。 今般の意見募集については、カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法を追加することに伴う省令改正に関するものであり、後段のご意見については、参考として承ります。	無

	行政側の事情により令和 8 年 4 月 1 日時点で「IC チップ内に最新の情報が反映されない」という状況が存続する場合においては、「裏面で最新情報が確認できるならば、当該書類 1 点で本人確認を可能とする」等の柔軟な運用を要望いたします。		
ソフトバンク株式会社	【改正の方向性】 本省令改正案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録という、以下同じ。）をスマートフォンに搭載できることになったことを踏まえ、カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法を新たに規定するなど、券面が精巧に偽変造された本人確認書類の使用に伴う不正契約、「SIM スワップ」の横行といった犯罪手口の巧妙化や多様化、また、そういった犯罪実態の変化に伴う特殊詐欺被害の拡大化への対処に資するための改正内容と考えており、弊社においても携帯電話事業者として引き続き適切な本人確認の遂行及び法令遵守に努めてまいる所存です。 【その他の改正事項】 デジタル技術を用いた本人確認を利用者に負担をかけることなく、円滑・確実に実施するためには、マイナンバーカードなどの IC チップ付き本人確認書類の普及とともに、IC チップ内に格納される情報の正当性確保が当然に必要です。 しかしながら、IC チップ情報の読み取りによる本人確認方法への統一が図られる中、運転免許証や在留カード等の一部書類において、住所や氏名の変更手続を実施した際、IC チップに格納される情報が更新されない事例があると判明しました。本来はこのような状況下で IC チップ情報の読み取りによる本人確認方法への統一を図るべきではなく、以下の内容を要望します。	いただいたご意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。 今般の意見募集については、カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法を追加することに伴う省令改正に関するものであり、後段のご意見については、参考として承ります。	無

	・ 本来的には IC チップ内に格納される情報が正当なものである前提で一般の携帯電話不正利用防止法の見直しが行われる必要がある点を踏まえ、一部の書類における IC チップ内の氏名・住所情報等が更新されない状況の速やかな改善を要望します。 ・ IC チップへの正確な情報更新が全国的に実現するまでの間は、経過措置として、当該本人確認に利用する本人確認書類の裏面に公共機関から変更後住所が記載されている場合は、そちらを補助書類として利用可能とすることを要望します。現状、一部の公共機関においては IC チップに格納される情報が更新されず、紙媒体での裏書による情報更新が実態として行われ、当該書類が単体で本人確認書類として一般的に通用している状況に鑑みると、当該裏書を補助書類として認めないことは、現場での混乱を招き、利用者の利便性を著しく損なうことに繋がると考えます。 ・ 上記の IC チップ情報更新の改善及び裏書情報の活用に関する措置が講じられない場合またはこれらの対応に時間を要する場合には、施行日の見直しを要望します。弊社としても、本改正の趣旨を深く理解し、施行に向けて準備を進めていますが、IC チップ情報更新に関する課題が解消されない現状では、携帯電話事業者において予期せぬ本人確認方法の運用変更に伴う受付体制の整備に相当の時間を要します。このため、令和 8 年 4 月 1 日に施行を予定している携帯電話不正利用防止法省令改正の施行日につきましては、半年から 1 年間の期間の後ろ倒しまたは現場の混乱を避けるための十分な経過措置等を設けていただくことを要望します。		
楽天モバイル株式会社	カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法は本人確認手続に係る利便性の向上と不正契約の抑止に資することから、これを新たに規定することに賛同致し	賛同のご意見として承りました。	無

	ます。 つきましては、その運用開始に向けて、携帯音声通信事業者等に対し「確認用プログラム」及び「送信用プログラム」の詳細な仕様について速やかにご提供頂くことを要望致します。 併せて、政府による積極的な周知や広報など、この方法を広く浸透させるための施策等についてご検討頂くことも要望致します。 また、本人確認手続においては、利用者の更なる利便性向上に資することから、既に行われた本人確認結果を他のサービスにも活用する「過去の確認結果への依拠」についても早期の導入実現が求められるところ、貴省において引き続きこれに向けたご検討を行って頂きますようお願い申し上げます。	カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の詳細な仕様については、デジタル庁において準備次第、公表予定です。 携帯電話不正利用防止法施行規則の改正による新たな本人確認方法については、いただいた御意見を参考にしつつ、政府においても必要な周知・広報を行うよう努めてまいります。 今般の意見募集については、カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法を追加することに伴う省令改正に関するものであり、後段のご意見については、参考として承ります。	
株式会社メルカリ	・意見募集要領別紙1（以下「別紙」といいます）について 新設される本人確認方法において、特定事業者が送信を求めべき「カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録」は「氏名、住居、生年月日及び顔写真」であり、これら4点の情報の送信を受けることが必須になるとの理解でよいのか。 この理解が正しい場合、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち「顔写真」の送付を必要とする理由は何か。すなわち、「顔写真」の送信を受けた場合には当該顔写真が本人であることを確認するために他に照合する画像デ	今般新設したカード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法においては、氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けることとなっておりますが、これは携帯電話の不正利用の防止等に必要な方法として定めた	無

	一タ等が必要と思われるところ、特に非対面取引において当該「顔写真」についてどのように本人特定事項に係る情報として利用されることが想定されるかを示して頂きたい。 ・保存すべき本人確認記録事項について 今回の改正に基づく本人確認のために顧客等から送信を受ける「カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録」に加えて、事業者が保存すべき本人確認記録事項としてどのようなものがあるか。スマホの公開鍵や機構の署名値（電子署名）に係る情報、顧客等から「カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録」の送信を受けた日付について、別途改正が検討されている犯罪収益移転防止法施行規則と同様に記録が必要になる場合には、その旨を明らかにしたうえで、他に確認記録として記録・保存が必要な情報がある場合には具体的に明示していただきたい。 ・その他 他の分野（例えば、古物営業法における非対面取引等）においても、カード代替電磁的記録の一部の送信による本人確認を可能とする法令の改正が進むよう、尽力いただきたい。	ものです。 今般新設したカード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法においては、従前の保存事項に加えて、新規則第8条に基づき、顧客等からカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けた日付の記録のほか、新たに規定される本人特定事項の確認方法で本人特定事項の確認を行った記録が必要となります。 また、今般の意見募集については、カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法を追加することに伴う省令改正に関するものであり、後段のご意見については、参考として承ります。	
個人	マイナンバーは任意取得であり、強制ではないことを踏まえて、マイナンバーに代わる運転免許証など従来の認証方式も使えることにしてもらいたい。 マイナンバーが現在のところ有効な認証手段をとらえられているような報道がなされているが、なりすましの技術の進歩は取り締まる側とのいたちごっこである。 すぐに追いつかれて破られてしまう認証になる。	本改正は、マイナンバーカードが保有している基本4情報等をスマートフォンに搭載できるようになったことを踏まえ、従前のマイナンバーカードによるICチップ等による本人確認方法	無

	マイナンバーは行政機関の認証として使用されるべきであり、運転免許証にも同様の機能がある。券面情報のみでなく、内容の照会と連絡先などの照会等、認証方法の変更を検討すべき。	と同様に、それらの情報を用いてスマートフォンで携帯電話不正利用防止法上の本人確認が可能となるよう、新たな本人確認方法を追加して規定するものです。マイナンバーカードや運転免許証などの IC チップ付きの本人確認書類として使用する従前からの本人確認方法については、引き続き認められています。	
個人	新たな本人確認方法を悪用した個人情報の流出に不安があります。確認方法の新設に伴い、手続きが悪用されないために合わせて講じられる対策等はあるでしょうか。教えてください。	今般新設したカード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法においては、スマホ保有者から事業者に対して、個人情報等をスマホから対面での読み取り機器又はネットワーク上の非対面でのサービスに送信する際には、個人情報の暗号化の措置が施されており、通信経路途中における個人情報の漏えいを防止する措置が講じられています。また、カード代替電磁的記録の送信・確認を行うプログ	無

		ラムについては、デジタル庁が定める技術的基準に適合しているものである必要があるため、安全性が確保されているプログラムのみ利用可能となります。以上の措置を実施することで手続やサービスが悪用されないための対策を講じています。	
個人	1. 法施行規則の概要 携帯電話不正利用防止法（平成 17 年法律第 31 号）は、携帯音声通信事業者に対し、契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正利用防止を義務付けています。具体的には、以下の規定が設けられています。 本人確認義務：契約者等の本人確認を行い、その記録を役務提供契約終了後 3 年間保存すること。 譲渡時本人確認：契約者の名義変更時に、譲受人等の本人確認を実施すること。 媒介業者等による本人確認：役務提供契約の締結を媒介、取次ぎ、代理する者に対して、本人確認を行わせることができること。 2. 現行制度の課題 現行制度には以下のような課題が指摘されています。 非対面本人確認の限界：対面による本人確認が困難な場合、非対面での本人確認が求められますが、その方法や信頼性に関する明確な基準が不足しています。	本改正は、マイナンバーカードが保有している基本 4 情報等をスマートフォンに搭載できるようになったことを踏まえ、従前のマイナンバーカードによる IC チップ等による本人確認方法と同様に、それらの情報を用いてスマートフォンで携帯電話不正利用防止法上の本人確認が可能となるよう、新たな本人確認方法を追加して規定するものです。	無

	本人確認記録の保存義務：本人確認記録の保存期間が3年間と定められていますが、個人情報保護の観点から、保存期間の適正性や管理方法に関する議論が必要です。 譲渡時本人確認の実効性：契約者の名義変更時における譲渡時本人確認の実効性を高めるための具体的な手続きや監視体制の強化が求められます。 早期抜本的改革の要望 1. 非対面本人確認手法の整備と標準化 公的個人認証の活用：非対面での本人確認手法として、公的個人認証を活用する方向性が示されています。これにより、本人確認の信頼性を向上させるとともに、事業者の負担軽減が期待されます。 eKYCの導入促進：電子的な本人確認手法（eKYC）の導入を促進し、業界全体での標準化を図るべきです。 2. 本人確認記録の保存期間と管理の見直し 保存期間の適正化：本人確認記録の保存期間について、個人情報保護の観点から適正な期間の設定と、その管理方法の見直しが必要です。 データ管理の強化：保存されたデータのセキュリティ対策を強化し、不正アクセスや情報漏洩の防止策を講じるべきです。 3. 譲渡時本人確認手続きの実効性向上 手続きの明確化：契約者の名義変更時における譲渡時本人確認の手続きを明確化し、事業者間での統一的な運用を図るべきです。 監視体制の強化：譲渡時の本人確認が適切に行われているかを監視する体制を強化し、不正利用の防止に努めるべきです。 政策に対して、以下の点を強く提言します。		
--	---	--	--

	法改正の早急な検討：現行制度の課題を踏まえ、早急に法改正を検討し、非対面本人確認手法の整備、公的個人認証の活用、eKYCの導入促進などを進めるべきです。 業界との連携強化：携帯音声通信事業者や関連業界と連携し、実効性のある改革を進めるべきです。 国民の信頼確保：改革を通じて、国民の携帯電話利用に対する信頼を確保し、安全で安心な通信環境の構築を目指すべきです。 以上の要望を踏まえ、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正利用防止に関する法律施行規則の早期かつ抜本的な改革を強く求めます。		
個人	カード代替電磁的記録は、デジタル庁によるとマイナンバーカード対面確認アプリでも本年7月中にも利用可能となる方針である。つまり、カード代替電磁的記録は、非対面だけでなく対面の場での利用も推進していくものと理解している。 今回の携帯電話不正利用防止法施行規則改正は、対面の場でのカード代替電磁的記録を用いた本人確認も可能とする改正になると承知しているが、これは日本中全ての携帯電話ショップ・窓口が悉皆で対応可能とするよう義務付けるものなのか。 あるいは「任意」と位置付けた場合も、2024年版「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」が掲げる不正防止対策（対面でもICチップ読取を義務化すること）に照らせば、カード代替電磁的記録を用いた本人確認は対面でも積極的に推進すべき手段である。非対応の携帯電話ショップに対して、総務省はどのような監督・指導を行なう方針なのか伺いたい。	本改正は、携帯電話不正利用防止法上、従前のマイナンバーカードによるICチップ等による本人確認方法と同様に、カード代替電磁的記録を用いた本人確認が可能となるよう、新たな本人確認方法を追加して規定するものであり、事業者に対しては、法に基づいた適切な対応を行うよう、総務省において監督してまいります。	無

個人	モノが何であれ 仕組みがどうしようもないのです 手を広げれば広げるほど 瓦解していくだけ 止めるか 初めからやり直すか しかありません	今般の意見募集は、カード代 替電磁的記録を用いた本人確認 方法を追加することに伴う省令 改正に関するものです。	無
----	---	--	---